

堺市公報 第187号	令和3年9月24日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市契約規則の一部を改正する規則 【財政局契約部調達課】	2
○堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	3
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	8
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	8
○堺市環境影響評価条例に基づく配慮計画書等の提出について 【環境局環境保全部環境共生課】	9
○予防接種法に基づく令和3年度インフルエンザ予防接種の実施について 【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	11
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について 【産業振興局農政部農水産課】	12

○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	24
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	25
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	26
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局会計規程及び堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に 関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	27
○堺市上下水道局契約規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	28
<上下水道局告示>	
○地方公営企業法に基づく公金の収納事務の委託について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	29

規 則

堺市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第94号

堺市契約規則の一部を改正する規則

堺市契約規則（昭和50年規則第27号）の一部を次のように改正する。
第12条の2第1項中「第167条の2第1項第3号」の次に「又は第4号」を加える。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

~~~~~

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第95号

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

堺市国民健康保険条例施行規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。  
附則第5項中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

堺市告示第325号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

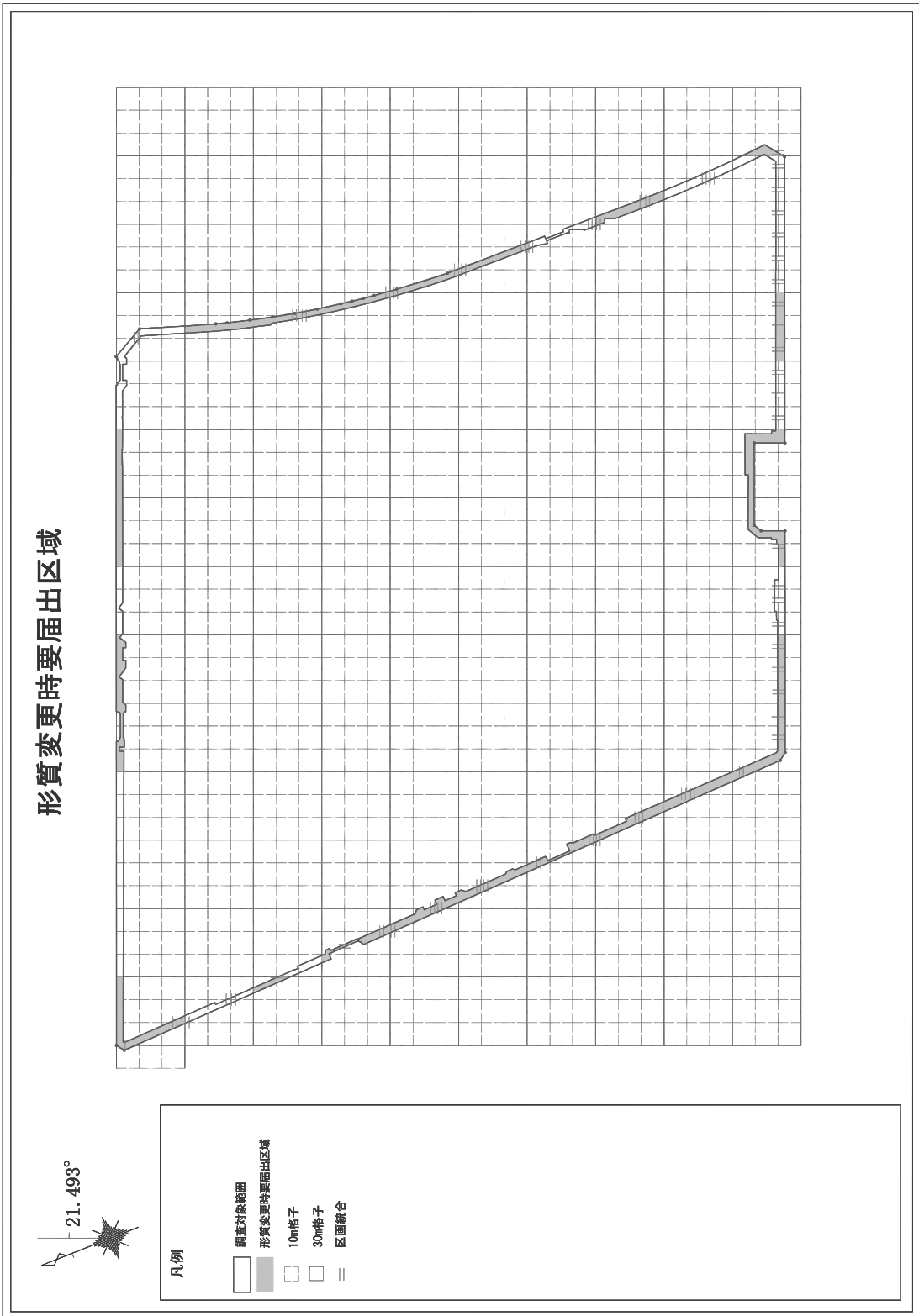
堺市堺区海山町6丁215番1、215番3、221番1、221番3、221番4、224番1、226番2及び226番3の各々の一部（別紙図面参照）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

別紙

形質変更時要届出区域



## 堺市告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名        | 事業内容        | 事業所名                      | 事業所所在地                         | 指定年月日    |
|------------|-------------|---------------------------|--------------------------------|----------|
| MMR 泉 株式会社 | 居宅介護        | 訪問介護恵乃郷                   | 大阪府堺市堺区石津町三丁14番3号              | 令和3年9月1日 |
| MMR 泉 株式会社 | 重度訪問介護      | 訪問介護恵乃郷                   | 大阪府堺市堺区石津町三丁14番3号              | 令和3年9月1日 |
| 株式会社 ケア2 1 | 居宅介護        | ケア2 1 北野田                 | 大阪府堺市東区西野421-3 扇屋ビル1階1号室       | 令和3年9月1日 |
| 株式会社 ケア2 1 | 重度訪問介護      | ケア2 1 北野田                 | 大阪府堺市東区西野421-3 扇屋ビル1階1号室       | 令和3年9月1日 |
| 株式会社 ケア2 1 | 同行援護        | ケア2 1 北野田                 | 大阪府堺市東区西野421-3 扇屋ビル1階1号室       | 令和3年9月1日 |
| 株式会社 みのり   | 共同生活援助      | グループホーム みのり               | 大阪府堺市堺区山本町五丁94-12              | 令和3年9月1日 |
| 株式会社 光     | 行動援護        | スクエアひかり 支援サービス            | 大阪府堺市南区和田東771番地1               | 令和3年9月1日 |
| 合同会社 K's   | 就労継続支援 (A型) | k a - k u n p r o j e c t | 大阪府堺市西区鳳南町二丁149-3              | 令和3年9月1日 |
| 合同会社 ホダカ   | 共同生活援助      | ホダカ                       | 大阪府堺市堺区甲斐町東六丁1番4号 朝日プラザ堺東513号室 | 令和3年9月1日 |

|                  |                |       |                      |              |
|------------------|----------------|-------|----------------------|--------------|
| 有限会社 ケイテ<br>イパック | 就労継続支援<br>(B型) | ユーアンド | 大阪府堺市北区船堂<br>町二丁4番6号 | 令和3年9月<br>1日 |
|------------------|----------------|-------|----------------------|--------------|

## 堺市告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名            | 事業内容   | 事業所名         | 事業所所在地                            | 廃止年月日     |
|----------------|--------|--------------|-----------------------------------|-----------|
| 株式会社 YU        | 居宅介護   | ヘルパーステーションゆー | 大阪府堺市中区深井東町3157番地 セントポーリア奥田南館307号 | 令和3年8月1日  |
| 株式会社 YU        | 重度訪問介護 | ヘルパーステーションゆー | 大阪府堺市中区深井東町3157番地 セントポーリア奥田南館307号 | 令和3年8月1日  |
| 株式会社 たわわ       | 居宅介護   | たわわ訪問介護サービス  | 大阪府堺市中区八田寺町83番地                   | 令和3年8月31日 |
| 株式会社 たわわ       | 重度訪問介護 | たわわ訪問介護サービス  | 大阪府堺市中区八田寺町83番地                   | 令和3年8月31日 |
| 特定非営利活動法人 レアレア | 居宅介護   | ケアポートマハロ     | 大阪府堺市中区東八田397番地1                  | 令和3年8月31日 |
| 特定非営利活動法人 レアレア | 重度訪問介護 | ケアポートマハロ     | 大阪府堺市中区東八田397番地1                  | 令和3年8月31日 |
| 特定非営利活動法人 レアレア | 同行援護   | ケアポートマハロ     | 大阪府堺市中区東八田397番地1                  | 令和3年8月31日 |

堺市告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和3年9月24日

堺市長 永藤英機

| 法人名    | 事業内容   | 事業所名            | 事業所所在地                | 廃止年月日        |
|--------|--------|-----------------|-----------------------|--------------|
| 株式会社 轍 | 計画相談支援 | 相談支援事業所<br>みつばち | 大阪府堺市東区白鷺<br>町三丁13番1号 | 令和3年8月<br>8日 |

公 告

堺市公告第505号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永藤英機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
高規格救急自動車 3台



- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
  
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月1日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
大阪トヨペット株式会社 法人営業部  
部長 篠塚 透  
大阪府大阪市此花区北港1丁目4-64
  
- 5 落札金額  
¥63,855,000- (取引に係る消費税額等を含む。)
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年7月14日

~~~~~

堺市公告第506号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第8条第2項の規定に基づき、配慮計画書及びこれを要約した書類（以下これらを「配慮計画書等」という。）の提出があったので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
会長 十倉 雅和

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

2 対象事業の名称、種類及び対象事業を予定している区域

(1) 名称

2025年日本国際博覧会 会場外駐車場

(2) 種類

堺市環境影響評価条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設の事業

(3) 対象事業を予定している区域

堺区匠町地内及び築港八幡町地内

3 配慮計画書等の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

ア 堺市環境局環境保全部環境共生課

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

イ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎43階

(2) 期間

令和3年9月24日（金）から令和3年11月8日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

4 堺市環境影響評価条例第10条の2第1項の規定により、当該配慮計画書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり堺市長に対し意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和3年11月8日（月）午後5時30分（必着）

イ 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境共生課

(2) その他意見書の提出に関し必要な事項

ア 意見書の記載事項

(ア) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 対象事業の名称

(ウ) 配慮計画書等についての環境の保全の見地からの意見

イ 提出方法

郵送又は電子メール (kankyo@city.sakai.lg.jp)

~~~~~

## 堺市公告第507号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

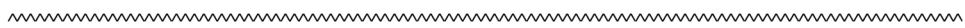
堺市長 永藤英機

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲  
本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者
  - (1) 65歳以上の者
  - (2) 60歳以上65歳未満の者のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度のもの
- 3 実施期間 令和3年10月21日から令和4年1月31日まで
- 4 実施場所 保健所長が指定する場所
- 5 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）
  - (1) 明らかに発熱している者（通常は37.0℃以上の者をいう。）
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
  - (3) インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
  - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者
  - (5) 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者及び過去に免疫不全の診断がされている者

(6) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

6 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者



堺市公告第508号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和3年度第3四半期の利用料金

|   |                |        |         |
|---|----------------|--------|---------|
| 1 | 簡単に作れるパン&バター教室 | 1,000円 | 通年      |
| 2 | メロンパン教室        | 1,100円 | 通年      |
| 3 | ソーセージ教室        | 1,400円 | 通年      |
| 4 | バター作り教室        | 500円   | 通年      |
| 5 | 簡単に作れるパン作り     | 800円   | 10～12月度 |
| 6 | ハロウィンメロンパン作り   | 900円   | 10月度    |
| 7 | ハロウィンパイ作り      | 1,200円 | 10月度    |
| 8 | おばけどら焼き作り      | 1,100円 | 10月度    |

|                     |        |         |
|---------------------|--------|---------|
| 9 おばけパフェ作り          | 1,200円 | 10月度    |
| 10 ほくほく!やきいもメロンパン作り | 900円   | 11月度    |
| 11 シルバニアファミリークッキー作り | 1,200円 | 11・12月度 |
| 12 カレーまん作り          | 1,300円 | 11・12月度 |
| 13 クリスマスミニケーキ       | 1,200円 | 12月度    |

堺市公告第509号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永藤英機

令和3年度 第6号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年9月9日

堺 市

1 利用権設定各案明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |        | 利用権を設定する農地   |       |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |       |                           | 設定する利用権    |           |            |       |              |
|------------------|--------|--------------|-------|----------|---------------------|------------------|-------|---------------------------|------------|-----------|------------|-------|--------------|
| 住所               | 氏名     | 所在           | 地番    | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期         | 借費(円) | 借費の支払い方<br>法 |
| 堺市東区野尻町275番地45   | 高瀬 貞俊  | 北区野添町        | 273-3 | 田        | 981のうち<br>881       | 堺市北区野添町565番地     | 菅根 森樹 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日  | -     | -            |
|                  |        | 中区辻之         | 982   | 畑        | 523のうち<br>490       |                  |       |                           |            |           |            |       |              |
|                  |        | 堺市中区辻之973番地1 |       |          |                     |                  |       |                           |            |           |            |       |              |
| 堺市北区金岡町2164番地1   | 芝尾 恭典  | 北区金岡町        | 2517  | 田        | 740                 | 堺市西区浜寺元町3丁379番地2 | 山中 正道 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年11月1日 | 令和6年10月31日 | -     | -            |
|                  |        | 東区八下町2丁      | 110   | 田        | 409                 |                  |       |                           |            |           |            |       |              |
| 堺市美原区南余部228番地15  | 工藤 千津子 | 東区八下町2丁      | 112   | 田        | 1,206               | 堺市東区八下町2丁101番地   | 岩崎 弘  | 使用貸借による<br>権利<br>(解除条件付)  | 畑として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日  | -     | -            |
|                  |        | 東区日置荘西町6丁    | 579   | 田        | 723                 |                  |       |                           |            |           |            |       |              |
| 堺市東区日置荘田中町275番地  | 森 隆伸   | 東区日置荘西町6丁    | 580-1 | 田        | 532                 | 堺市東区日置荘田中町250番地  | 森 武彦  | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日  | -     | -            |
|                  |        | 美原区菅生        | 945   | 畑        | 264                 |                  |       |                           |            |           |            |       |              |
| 堺市東区日置北町3丁24番36号 | 中野 安則  | 美原区菅生        | 946   | 畑        | 304                 | 堺市美原区菅生1124番地乙の1 | 北中 康行 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日  | -     | -            |
|                  |        | 美原区菅生        | 947-2 | 畑        | 317                 |                  |       |                           |            |           |            |       |              |
|                  |        | 美原区菅生        | 948-1 | 畑        | 323                 |                  |       |                           |            |           |            |       |              |

1. 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |                    | 利用権を設定する農地 |     |      |       | 利用権を設定する者(貸手)     |                    |                   |        | 設定する利用権   |           |       |          |
|------------------|--------------------|------------|-----|------|-------|-------------------|--------------------|-------------------|--------|-----------|-----------|-------|----------|
| 住所               | 氏名                 | 所在         | 地番  | 現況地目 | 地積(㎡) | 住所                | 氏名                 | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 大阪府中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人<br>大阪府みどり公社 | 西区太平寺      | 259 | 畑    | 340   | 大阪府泉南市柳井4丁目11番10号 | 辻 直子               | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和3年10月1日 | 令和8年9月30日 | -     | -        |
| 堺市中区真山623番地1     | 樹本 雅彦              |            |     |      |       | 大阪府中央区南本町2丁目1番8号  | 一般財団法人<br>大阪府みどり公社 | 農地中間管理事業<br>共通事項  |        |           |           |       |          |



## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容  | 備 考 |
|---------|----------|-----|
| 水利費     | 転借人が負担する | —   |

## 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

## (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

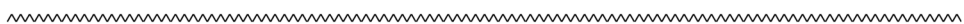
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容  | 備考 |
|---------|----------|----|
| 水利費     | 転借人が負担する | —  |



堺市公告第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

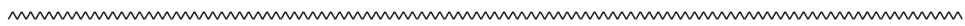
堺市中区土師町三丁1522番1、1522番3及び1522番4の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市東区白鷺町一丁5番1号

株式会社アイ建設

代表取締役 中辻 正男



堺市公告第511号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

堺市立三宝小学校ほか43校で使用する電力の供給

予定使用電力量 7,153,500kwh

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号



教育委員会事務局学校管理部学校施設課

- 3 落札者を決定した日  
令和3年8月17日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社V-Power  
代表取締役 小室 正則  
東京都品川区東品川三丁目6番5号
  
- 5 落札金額  
¥7,616,958- (税抜)
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年6月25日

~~~~~

堺市公告第512号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
堺市立八田荘小学校ほか47校で使用する電力の供給
予定使用電力量 6,625,800kwh

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局学校管理部学校施設課

- 3 落札者を決定した日
令和3年8月17日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社V-Power
代表取締役 小室 正則
東京都品川区東品川三丁目6番5号

- 5 落札金額
¥7,181,048- (税抜)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年6月25日

~~~~~

堺市公告第513号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市立東三国丘小学校ほか45校園で使用する電力の供給

予定使用電力量 6,837,400kwh

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

教育委員会事務局学校管理部学校施設課

3 落札者を決定した日

令和3年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社V-Power

代表取締役 小室 正則

東京都品川区東品川三丁目6番5号

5 落札金額

¥7,626,149- (税抜)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年6月25日

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局会計規程及び堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年9月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第20号

堺市上下水道局会計規程及び堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の

委託に関する規程の一部を改正する規程

(堺市上下水道局会計規程の一部改正)

第1条 堺市上下水道局会計規程(平成19年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第32条中「金融機関の休業日」を「出納取扱金融機関等の休日又は堺市上下水道局職員就業規則(昭和44年水道局管理規程第3号)第10条第1項に規定する休日」に、「金融機関の翌営業日」を「その翌日」に、「出納取扱金融機関」を「出納取扱金融機関等又は第41条の規定により委託を受けた者を通じて出納取扱金融機関等」に改める。

(堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に関する規程の一部改正)

第2条 堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に関する規程(平成11年水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「し、又は収納」を削り、同条第5号中「地域下水道使用料」の次に「(以下単に「地域下水道使用料」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受託者の収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道事業又は下水道事業に係る収入金
- (2) 地域下水道使用料

第7条中「第3条に規定する委託契約を締結」を「収入事務を委託」に、「別に定める事項について」を「その旨を」に、「広報紙等において」を「納入義務者の見やすい方法により」に改める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。



堺市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年9月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第21号

堺市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第167条の2第1項第3号」及び「第21条の14第1項第3号」の次に「又は第4号」を加える。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

## 上下水道局告示

堺市上下水道局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 委託する公金の種類  
水道又は下水道事業に係る収入金の収納
- 2 委託する業務  
水道メーター検針・料金徴収等業務
- 3 委託する期間  
令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
- 4 履行する場所  
堺市上下水道局本庁舎 本館1階お客様センター
- 5 受託者の名称、住所及び代表者の職氏名  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店  
大阪府大阪市淀川区西中島3丁目9番12号 空研ビル

支店長 篠原 信成